

## 高松市重度障害者入院時コミュニケーション支援事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、重度障害者が疾病等による入院（検査入院を除く。）時に発語困難等により医療従事者との意思疎通が十分に図れない場合に、当該障害者との意思疎通に熟達した者を医療機関に派遣することにより、診療行為等の円滑化を図ることを目的として行う高松市重度障害者入院時コミュニケーション支援事業（以下「本事業」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

### (支援対象者)

第2条 本事業による支援（以下「コミュニケーション支援」という。）の対象者（以下「支援対象者」という。）は、原則として次の各号のいずれにも該当する障害者とする。

- (1) 高松市内に住所を有する者であること。
- (2) 重度訪問介護（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第3項に規定する重度訪問介護をいう。以下同じ。）の対象者であり、かつ、居宅介護（法第5条第2項に規定する居宅介護をいう。以下同じ。）又は重度訪問介護を利用している者であること。
- (3) 発語困難等により意思表示が困難な者であること。
- (4) 単身世帯の者又はこれに準ずる者であること。

### (支援の内容)

第3条 コミュニケーション支援は、支援対象者が入院時において医師、看護師等（以下「医療従事者」という。）との意思疎通が円滑に行えるよう、コミュニケーション支援員（以下「支援員」という。）を派遣することにより行うものとする。

- 2 支援員を派遣する期間は、1回の入院につき、原則として31日間までとし、1月当たり200時間を上限とする。この場合において、1日当たり12時間を上限とする。

3 前項の期間を超えて入院する場合は、必要に応じて、派遣期間を延長できるものとする。

4 コミュニケーション支援は、入院時における医療従事者との意思疎通の円滑化を図る支援及び医療従事者が円滑に看護を行うための情報提供を対象とする。ただし、緊急時に医療従事者から協力を求められた場合は、この限りでない。

(支援事業者及び支援員)

第4条 支援対象者に対するコミュニケーション支援は、次の各号のいずれにも該当する事業者に属する支援員が行うものとする。

(1) 居宅介護及び重度訪問介護に係る法第29条第1項の規定による指定を受けていること。

(2) 支援対象者が現に当該事業者が運営する事業所において居宅介護又は重度訪問介護を利用していること。

(3) 次条の規定による登録を受けていること。

2 前項の支援員は、当該支援対象者に一定期間以上のサービス提供を行った実績を有し、かつ、当該支援対象者との意思疎通に熟達したものでなければならない。

(支援事業者の登録)

第5条 コミュニケーション支援を実施しようとする事業者は、当該支援を行う事業所ごとに高松市重度障害者入院時コミュニケーション支援事業者登録申請書(様式第1号)により、市長に申請しなければならない。ただし、緊急の必要がある場合は、この限りでない。

2 市長は、前項の申請に関し必要があると認めるときは、必要な書類等の添付を求めることができる。

3 市長は、第1項の申請に基づき事業者の登録を決定したときは、高松市重度障害者入院時コミュニケーション支援事業者登録通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(登録内容変更の届出等)

第6条 前条の登録を受けた事業者(以下「登録事業者」という。)は、前条

の規定により申請した内容について変更があったときは、当該変更に係る事項について、高松市重度障害者入院時コミュニケーション支援事業者登録事項変更届出書（様式第3号）により市長に届け出なければならない。

- 2 登録事業者は、コミュニケーション支援を廃止し、休止し、又は再開したときは、高松市重度障害者入院時コミュニケーション支援事業廃止（休止・再開）届出書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

（利用手続）

第7条 支援対象者は、コミュニケーション支援を受けようとするときは、第10条の規定による受給者証に記載されている登録事業者と利用契約を締結しなければならない。

- 2 登録事業者は、コミュニケーション支援の提供の都度、高松市重度障害者入院時コミュニケーション支援事業サービス提供実績記録票（様式第5号）に必要事項を記載し、利用者の確認を受けなければならない。

- 3 登録事業者は、コミュニケーション支援の利用に係る契約をしたときは、遅滞なく受給者証記載事項を高松市重度障害者コミュニケーション支援事業契約内容報告書（様式第6号）により市長に報告しなければならない。

（コミュニケーション支援の運営基準）

第8条 登録事業者は、コミュニケーション支援の実施に当たっては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）第3条第2項及び第3項、第5条第2項、第6条、第8条第1項、第9条から第31条まで（第22条を除く。）並びに第33条から第42条までの規定を遵守しなければならない。

（支援事業費の申請）

第9条 コミュニケーション支援事業費の支給を受けようとする者は、高松市重度障害者入院時コミュニケーション支援事業費支給申請書（様式第7号）に高松市重度障害者入院時コミュニケーション支援員派遣承諾書（様式第8号）その他市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

（支給決定及び通知等）

第10条 市長は、前条の申請があったときは、速やかに第2条各号に掲げる要件の該当状況を確認の上、コミュニケーション支援の要否を判定し、支給を決定したときは、高松市重度障害者入院時コミュニケーション支援事業費支給決定通知書兼利用者負担額決定通知書（様式第9号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、コミュニケーション支援事業費の支給の決定（以下「支給決定」という。）に際し、派遣が必要となる期間及び時間数と第3条第2項に規定する期間及び時間数の上限とを比較して、いずれか少ない方を支給期間及び支給量として決定するものとする。

3 市長は、支給決定を行ったときは、支給決定を受けた支援対象者（以下「支給決定者」という。）に対し、高松市重度障害者入院時コミュニケーション支援事業受給者証（様式第10号。以下「受給者証」という。）を交付するものとする。

（支給決定の変更）

第11条 支給決定者は、支給決定を受けた内容を変更しようとするときは、高松市重度障害者入院時コミュニケーション支援事業費支給変更申請書（様式第11号）に受給者証その他市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、速やかに変更の可否を判定し、変更を決定したときは、高松市重度障害者入院時コミュニケーション支援事業費支給変更決定通知書兼利用者負担額変更決定通知書（様式第12号）により申請者に通知するものとする。

（支給決定の取消し）

第12条 市長は、次に掲げる場合には、当該支給決定を取り消すことができる。

（1） 第2条各号に掲げる要件に適合しなくなったとき。

（2） 支給決定者が、コミュニケーション支援を受ける必要がなくなったと認められるとき。

（3） 支給決定者が、支給決定の有効期間内に、高松市外に転出したとき。

(4) 支給決定者が、適正な利用をしていないと認められるとき。

(5) 支給決定者が、虚偽の申請その他不正の手段により支給決定を受けたとき。

(6) その他市長が必要と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により支給決定を取り消したときは、高松市重度障害者入院時コミュニケーション支援事業費支給決定取消通知書(様式第13号)により当該支給決定者に通知するものとする。

3 第1項の規定により支給決定の取消しを受けた支給決定者は、速やかに受給者証を市長に返還しなければならない。

(支援事業費の支給)

第13条 市長は、支給決定者が支給決定の有効期間内において、登録事業者からコミュニケーション支援の提供を受けたときは、当該支給決定者に対し、当該コミュニケーション支援(支給量の範囲内のものに限る。)に要した費用について、支援事業費を支給する。

2 支援事業費の額は、コミュニケーション支援に通常要する費用につき、別表第1に定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該コミュニケーション支援に要した費用の額を超えるときは、当該現にコミュニケーション支援に要した費用の額)の100分の90に相当する額とする。

3 支給決定者が同一の月に受けたコミュニケーション支援に要した費用の合計額から、前項の規定により算定された当該同一の月における支援事業費の支給額を控除して得た額が、別表第2に定める負担上限月額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該同一の月における支援事業費の支給額は、同項の規定により算出された支援事業費の額に90分の100を乗じて得た額から別表第2に規定する区分に応じ、それぞれ定める負担上限月額を控除して得た額又は前項の規定により算定した額のいずれか高い額とする。

4 支援事業費の請求は、高松市重度障害者入院時コミュニケーション支援事業費請求書兼振込口座指定依頼書(様式第14号)に、高松市重度障害者入院時コミュニケーション支援事業費請求明細書(様式第15号)及び高松市重度障害者入院時コミュニケーション支援事業サービス提供実績記録票の写

しを添えて、コミュニケーション支援を受けた月の翌月10日までに、登録事業者を通じて行わなければならない。

- 5 市長は、前項の請求書の提出があったときは、請求の内容を審査し、適当と認めたときは、請求のあった日の属する月の翌月末日までに支援事業費を支給するものとする。

(調査及び指導監査)

第14条 市長は、コミュニケーション支援の実施に関して必要があると認めるときは、登録事業者又はその従業員その他事業に携わる者に対し、文書その他の物件の提出若しくは提示を求め、若しくは依頼し、又は本市の職員に質問若しくは照会をさせることができる。

- 2 登録事業者は、前項の規定に基づき市長が行う調査及び指導監査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

- 3 本市の職員は、前項の調査又は指導監査を行うときは、身分証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(登録事業者の取消し)

第15条 市長は、次のいずれかに該当する場合には、当該登録事業者に係る第5条の登録を取り消すことができる。

- (1) 第4条に掲げる要件に適合しなくなったとき。
- (2) 支援事業費の請求に関し不正があったとき。
- (3) 登録事業者又はその従業員その他当該コミュニケーション支援に携わる者が、前条第1項の規定により、物件の提出若しくは提示を求められてこれに応じず、同項に規定する質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、同条第2項の規定による指導監査に協力せず、又は同項に規定する指導若しくは助言に従って必要な改善を行わないとき。
- (4) 登録事業者が、不正の手段により第5条の登録を受けたとき。
- (5) 登録事業所が、法第36条第3項第1号から第10号までのいずれかに該当するに至ったとき。
- (6) その他市長が必要と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により第5条の登録を取り消したときは、当該登録事業者に対し、文書で通知する。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

別表第 1 (第 13 条関係)

	時間帯	金額
区分 1	午前 8 時 30 分から 午後 5 時 30 分まで	30 分当たり 700 円 (30 分 未満の端数は切り捨てる。)
区分 2	上記以外の時間	30 分当たり 875 円 (30 分 未満の端数は切り捨てる。)

別表第 2 (第 13 条関係)

区分	負担上限月額	備考
1	0 円	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令 (平成 18 年政令第 10 号。以下「令」という。) 第 17 条第 1 項第 4 号に掲げる支給決定障害者等
2	9,300 円	令第 17 条第 1 項第 2 号に掲げる支給決定障害者等
3	37,200 円	令第 17 条第 1 項第 1 号に掲げる支給決定障害者等